

令和5年度

神栖市水道事業会計予算

令和5年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和5年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	34,879 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,616,427 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	26,274 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 配水施設工事	1,233,877 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,975,667 千円
第1項 営業収益	2,686,095 千円
第2項 営業外収益	289,572 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,922,369 千円
第1項 営業費用	2,859,100 千円
第2項 営業外費用	62,269 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 797,328 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 93,989 千円、過年度分損益勘定留保資金 703,339 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	705,366 千円
第1項 企 業 債	269,000 千円
第2項 出 資 金	236,366 千円
第3項 負 担 金	33,000 千円
第4項 国 庫 支 出 金	167,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,502,694 千円
第1項 建設改良費	1,233,877 千円
第2項 資産購入費	6,255 千円
第3項 償 還 金	262,562 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
定期水質検査業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,280 千円
水道施設更新計画改定 業務委託	令和6年度	16,830 千円
土合配水場インバーター 改修工事	令和5年度から 令和7年度まで	55,000 千円
別所配水場インバーター 改修工事	令和5年度から 令和6年度まで	17,600 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業	269,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5%以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 企業財政の都合により 据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換 えすることができる。

(予定支出の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 108,148 千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、130,865 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,038 千円と定める。

令和5年3月2日提出

茨城県神栖市長 石田 進